



中国会計税務実務

2020年第19号

今回のテーマ：無作為抽出を用いた2020年税務調査・税務査察の開始

各地の税務局は無作為抽出を用いた税務調査・税務査察（以下、併せて調査という）を開始した。これは主に、納税者、源泉徴収義務者その他の税務に関する者の納税状況や税法の遵守状況について調査を行うものである。今回は無作為抽出による税務調査及び税務査察に関する上海税務局の動向について、簡単に説明する。

主な内容：

●無作為抽出の範囲、母集団

1.重点調査対象：上海市の重要な税源企業をベースに、納税者の規模、所属する産業、所在地、登録類型、グループ企業などの各種の要因と調査資源の整合性を考慮した上で、省級の重要な調査対象は決定される。

2.通常の調査対象：無作為抽出を行い抽出された市級以上の税務局が決定する、重点調査対象基準に達していない無作為抽出調査対象であり、企業でない納税者を含む。

3.異常な調査対象：納税申告に問題のある会社、税務リスクの高い会社、納税信用等級の低い会社、税法違反により検挙された会社、徴税に関し違法な記録の多い会社、信用喪失により関連部門による合同懲戒を受けた会社、その他異常な状況のある会社である。

●抽出主体

国家税務総局上海市税務局査察局、第一査察局、第二査察局、第三査察局ならびに第四査察局が上海市の「双随机、一公開」業務を執り行う。

注：「双随机、一公開」とは、検査対象を無作為抽出するとともに、調査担当者についても無作為抽出で派遣し、抽出状況及び調査結果を適時に公開することをいう。

●抽出方式

抽出対象については様々なターゲットを組み合わせるうえで、税務調査の双随机を通じ調査対象を抽出する。

●その他の事項

1.調査期間：2017年から2019年までの納税義務の履行状況や税法の遵守状況等について調査を行う。重大な違反行為を発見した場合は、過年度を遡及あるいは2020年まで延長して調査を行う。

2.調査方式：業務の内容や調査の重要性に鑑みながら、無作為抽出した調査対象について、直接立件する方法あるいは自行検査（自己調査）後に再度調査する方法を組み合わせる調査を実施する。

お見逃しなく：

- 2019年、上海市税務局査察部門は直接立件する方法と自行検査後に再度検査する方法を組み合わせ、重点調査対象10企業グループ（459企業）、省級の重要な調査対象614社に対して無作為抽出による調査を行い、2019年12月31日までに4.81億人民元を追徴した。
- 税務局から立件あるいは自行検査の通知が来た場合には、必要であれば専門家のサポートを求めることも考えられる。

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: Japan@cn.gt.com

